

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年(0月3日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町条例第24号

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和34年湯河原町条例第8号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

- 18 第2条第1項の規定にかかわらず、町長の令和7年11月の給料月額は、別表に掲げる給料月額から10分の1に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。